

令和3年第9回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年9月27日
13時30分～14時15分

会 場 海老名市役所 7階702会議室

令和3年第9回海老名市農業委員会定例総会

令和3年9月27日「令和3年第9回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一
5番 鈴木 守 6番 小島 富士男 7番 波多野 寛 8番 市川 和美
9番 竹内 章人 10番 新戸 和夫 11番 守屋 福夫 12番 金指 満
13番 二見 務 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第2 議案第48号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3 議案第49号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分について（報告）
- (2) 農地の一時使用について
- (3) 農地転用届出による専決処分について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

は、資料1-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、本日の追加資料としまして、資料1-2を本日机の上に配付させていただいておりますので、土地利用計画図についてはこちらをご覧くださいと思います。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 こちらの農地は、■■■■■さんがほぼ1人で耕作しておりました。近隣の施設がありまして、学童保育とか、近隣に病院があるんですが、こちらから駐車場の土地を探しているということで、転用の運びとなったようです。当初、いろいろ問題があったようですが、今回、農地にちゃんとしておりまして、転用やむを得ないのかなというふうに考えております。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 こちらの申請ですが、申請者が近隣にあります学童保育■■■クラブと■■■■■クリニックより送迎用及び来客用駐車場と、あと職員用駐車場として農地転用したいという旨の申請になります。学童と■■■さんの利用者の駐車場が慢性的に不足しているということで、駐車場を探していたところ、■■■さんに申入れをして合意に至ったため、今回、申請がされました。

ただ、今回の申請につきましては、先ほどもありましたけれども、許可を得ないで、昨年、駐車場として整備して使用していた経過があります。今年の2月に海老名市の資産税課より、駐車場になっているが、許可を得ているのかというような問合せから判明したところでございます。この件に関しては、9番委員に、申請者の■■■さんと交渉していただきまして、■■■さんも違反という意識もなかったようでございまして、申し訳ないということで、9番委員と事務局の農地への是正などの指導につきましては全て対応いただきまして、本案件についても是正等全て完了したところで、申請を受け付けているということになります。

また、後ほど報告させていただきます非農地証明につきましても、所有者は同じ■■■■■さんになりまして、今回の転用申請に付随する形で、こちらの指導によりまして宅地部分を分筆していただいて対応したものでございます。

それでは、資料1-1、左下の農地区分をご覧ください。カラーの補足資料も一緒にご覧いただければと思います。今回の申請地ですが、農地の立地基準につきましては第3種農地になります。これは、申請地の西側道路に水道と下水道が埋設されておりまして、近くに杉本小学校と■■■■■■■■■■クリニック等があることから3種として判断されます。

続きまして、資料1-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地を整地、転圧しまして、12台分の砂利敷きの駐車場を整備するという計画になっております。申請地の周囲につきましては、東側の畑との境界部分につきましては、既存のコンクリートブロックがあります。また、南側は■■■名義の雑種地を挟んで道路、西側も道路、北側は一部が自己所有の畑に接しております。

続いて、断面図になりますが、土地利用計画図のAからA'、BからB'をとりまして、Aが東西、Bが申請地を南北に切った断面になっております。雨水につきましては、Bの断面のとおり、中心に向けて勾配をつけまして、隣接農地からの雨水の流出を防止し、砂利敷きによる敷地内浸透処理とする計画になっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、申請者からも始末書の添付もありまして、周辺の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思います。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 先週の金曜日、現地を確認してまいりました。当該地につきましては、先ほど事務局のほうから説明があったように、問題はあったようですが、現在は是正されて、小石が多少混ざっていますが、農地に復元されております。また、当該地の周辺には隣接する農地はありませんので、問題ないというふうに思います。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

す。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書 6 ページ、日程第 2、議案第 48 号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号 22 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 22、被相続人は、社家■■■■■、■■■■■、相続人は、社家■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成 30 年 8 月 28 日から令和 3 年 9 月 27 日までです。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■■■平米、生産緑地、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■平米でございます。事務局で 9 月 8 日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま。

【議 長】 それでは、受付番号 22 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでございますので、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書 7 ページ、受付番号 23 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 23、被相続人は、大谷■■■■■■■、■■■■■■■、相続人は、大谷北■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成 30 年 8 月 28 日から令和 3 年 9 月 27 日までです。特例農地等の明細ですが、大谷北■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、■■■■■■■■■平米でございます。事務局で 9 月 8 日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に

問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号23について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号24について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号24、被相続人は、藤沢市遠藤■■■■■■■、■■■■■、相続人は、藤沢市遠藤■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成30年11月27日から令和3年9月27日までです。特例農地等の明細ですが、今里■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■平米でございます。事務局で9月8日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号24について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第49号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号31について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画（案）を上程します。この審議を経て、海老名市に対し、計画（案）を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としています。

それでは、提案説明をいたします。

受付番号31、借り手は、藤沢市用田■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農地は、本郷字■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和3年10月1日から令和5年12月31日までの3年間です。農用地区域内2件の新規の計画です。

借り手の■■■さんは、海老名市での営農は初めてですので、通常ですと、本人による営農説明のプレゼンテーションを行っておりますが、■■■さんは農業大学校を平成30年に卒業しており、既に藤沢市にて就農しています。藤沢市で青年等就農計画認定書も提出されており、小作地等貸付地を含め、■■■■■■平米を既に耕作しています。藤沢市の農業委員会からも問題なしの回答を得ておりますので、以上の理由により、本人による営農説明は割愛させていただきたいと思っております。

なお、地域の農業委員のお宅へご挨拶に伺っていただくことをお願いしております。こちらはすでに、お伺いをしたというふうに聞いております。

【議長】 それでは、受付番号31について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1) 非農地証明書の証明願による専決処分について(報告)を案件といたします。

受付番号3について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地法は現況主義を取っておりますが、登記簿上の地目が農地でありながら現況は農地以外のものになっており、現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地については、農業委員会が農地法に定める土地ではないという証明をすることができることになっています。この証明が非農地証明です。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在農地だったとして転用許可を受けることができる立地や目的などの条件であること、周辺の農地の営農条件に支障を生じていないことなどの条件がありまして、全ての要件にかなう場合のみ証明を出すことができるとなっております。

それでは、議案書の9ページ、受付番号3、申請地は、柏ヶ谷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりです。申請者は、柏ヶ谷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、現在の状況ですが、宅地となっております。案内図及び現地の写真は、資料2にございますので、ご覧ください。土地の経過ですが、申請地は、昭和30年頃から建物の宅地としており、昭和35年頃、建物が火事で消失しました。さらに建物を改増築し、現在に至るそうです。また、住所の■■■■■■■■■■の土地は、駐車場と建物の土地に出入りするための通路として使用しているそうです。8月30日に農地小委員会の15番委員、8番委員、4番委員と事務局職員とで現地確認調査に行き、現況は宅地と雑種地であることを確認しました。また、固定資産税の評価証明を確認し、宅地としての経過年数が10年以上であることを客観的な資料でも確認しております。そのほかの要件を満たしていることを確認し、これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明しました。

【議長】 農地小委員会の意見をお伺いいたします。15番委員。

事、目的は、発生土及び砕石類の仮置場として使用したいとのことです。使用期間は、令和3年10月1日から令和4年2月28日までです。

資料の3-1が現地の案内図の写真、3-2に土地利用計画図を配付しておりますので、ご覧ください。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 9月11日に株式会社■■■さんが見えられました。公共工事に対する一時転用をさせてもらいたいというので、本人と現地を確認しました。現況、草がすごかったですが、草もきれいに刈り取っており、やっぱり土砂の関係で、西側に排水路があります。これだけは十分に注意するようにとこのようなことで承諾いたしました。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号7の一時使用については承認としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

11ページの農地法第4条の受付番号36から38の3件、12ページの農地法第5条の受付番号35から37の3件、合わせて6件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書11ページです。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年8月1日から8月31日までの間に届出がされたものです。受付番号36から38の3件で、田、0平米、畑、642.98平米、合計、642.98平米です。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年8月1日から8月31日までの間に届出がされたものです。受付番号35から37までの3件で、田、0平米、畑、984平米、合計、984平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、農地法第4条の3件、第5条の3件について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地法第4条の受付番号36から38、第5条の受付番号35から37について、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書13ページ、(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号11について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は農業委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ現地調査をいたします。

では、議案書13ページ、受付番号11、権利を取得した者は、今里■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利を取得した日は、令和2年11月30日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、今里字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■■平米、ほか■■筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

【議長】 それでは、受付番号11について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号11については了承としたいと思います。

が、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

長時間、ありがとうございました。